

専修大学社会科学研究所創立60周年記念シンポジウム

「今、なぜ『資本論』なのか」

今日の貧困と『資本論』

伍賀 一道（金沢大学）

I なぜいま貧困が社会問題となったのか

- 男性、若年層へのワーキングプアの広がり
ワーキングプアが女性（主婦）にとどまっていた限りでは社会問題とはならなかった
- 正社員のなかの貧困層（「名ばかり正社員」、「周辺的正社員」）
他方で、フルタイム型（自立型）非正規雇用の増加
- 声を上げ始めた当事者、支援の運動の広がり、「派遣村」の衝撃

II 貧困論の戦後史

(1) 第2次大戦後の国民的飢餓状態

(2) 「貧困化論争」—— 1950年代～60年代

- 日本生産性本部の設立（1955年） 「生産性向上運動」
- 「貧困化論争」（資本主義のもとでの貧困の不可避性をめぐる論争）
生産性向上・経済成長は貧困を解決するか？
 - ・実質賃金低下説
 - ・生活水準低下説
 - ・「労働力の価値以下への賃金の低下」説
 - ・資本賃労働関係拡大説

「貧困化の本質」：資本蓄積の進展にともなう資本による労働者に対する搾取関係
そのものの再生産あるいは支配・隷属関係の拡大・深化。

資本賃労働関係に包摂され、そのもとで翻弄される労働者の増加、その状態の悪化。資本主義の発展とともに、ますます労働者状態が悪化するという意味ではない。

* 貧困化論争では、「剰余価値法則」、「資本主義的蓄積の一般法則」を中心に『資本論』理解をめぐる議論が活発に行われた（井村 1958、金子 1963、高木 1973）。

(2) 貧困論の変遷、後退 —— 1960年代半ば～1990年代

① 高度成長期における貧困観の変遷

○1960年代前半まで

『現代日本の底辺』（三一書房、1960年）

浮浪者、バタヤ、行商人、露天商、家庭内職、日雇労働者、水上生活者、店員、働く子どもたち、社外工、臨時工、女中、かみかぜ運転手、下層セールスマン、家内工業の労働者、川口の鋳物工、炭鉱労働者、ドサ廻りの売薬人

○1960年代 実質賃金、消費水準の向上

○「古典的貧困」（賃金水準、労働条件、失業問題など「所得水準と一義的な関係をもつ貧困現象」）から「現代的貧困」（公害、都市問題）への関心の移動（宮本 1976）

② 不安定就業への注目、それへの批判 —— 1970年代～90年代

○江口英一氏や加藤佑治氏らによる低所得層（不安定就業階層）に関する実証研究の蓄積（江口 1979・1980、加藤 1991）

○他方、「就業形態の多様化」、「働き方の選択肢の拡大」という主張

「パートや派遣社員など彼らの多くはフルタイムの正社員になることを望んでいない……。本工、正社員の身分よりもパートタイマー、派遣社員の形態の方が、自分たちの生活観なり労働観に合っているとして働いているのであって、こうした雇用形態は不安定雇用で望ましくないと言うのは余計なお節介にすぎず、こうした発想では有効な対策も立たない」（高梨 1985）。

③ 「もはや弱者ではない」という労働者像 —— 1990年代

労働分野の規制緩和（労働者派遣事業や民営職業紹介事業の自由化）推進論

「19～20世紀型の労働法」は「労働者の『弱者性』が著しかったことから、市場取引すなわち労使自治にたいして規制色の濃厚な公法的手法を多用する社会法として発展した。労働条件その他の最低基準や労働市場の仲介サービスである職業紹介などを直接に国家が統制し、最低基準を上回るものだけを私的自治の交渉領域に委ね、国家には対応しきれないサービスのみを民間領域に残そうとした。」だが、今日では時代の社会経済的な環境が変化したので、「従来の政策手法を見直し、市場取引の円滑な展開にとってもはや不要になったり、阻害要因となる規制は廃棄し、不適合な部分は修正し、また、新たに必要となった措置については、斬新な手法を開発し、導入していく必要がある」（菅野・諏訪, 1994）。

(3) ふたたび「失業と貧困」がキーワードになる時代 —— 21世紀～

○ 「戦後最長の好況期」（2002～07年） 雇用・失業にどのような変化が生じたか

○ 「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、『蟹工船』ブーム
貧困研究会の創設、『貧困研究』の公刊

○ 「失業と貧困」の恒常化 —— 『資本論』への関心の高まり
グローバル経済化、規制緩和・構造改革政策を背景に

Ⅲ 『資本論』における失業と貧困の論理

(1) 相対的過剰人口の創出と機能、存在形態

① 産業予備軍（相対的過剰人口）の役割

資本の蓄積は単調なものではなく、大小の変動をともなっている。急速に進むこともあれば、停滞の時期もある。生産の急な拡大の際に資本は追加の労働力をすぐに必要とするが、資本主義の経済機構は職を求めて待機している労働者（相対的過剰人口）のプールを用意する仕組みを備えている。こうした相対的過剰人口のプールがなければ資本蓄積は妨げられるため、このプールの形成は資本主義経済が維持できる条件である。マルクスは相対的過剰人口について、「現実の人口増加の制限にかかわらずいつでも使える搾取可能な人間材料」すなわち「産業予備軍」と名づけた（『資本論』Ⅰ 661）。

②相対的過剰人口の創出

○資本の有機的構成の高度化と相対的過剰人口

○労働力供給への資本の作用

需要（資本蓄積）と供給（労働者人口）は相互に独立した関係にはない。資本は労働市場の需要面だけでなく供給の側面にも同時に作用しており、資本蓄積はそれ自身のなかに労働供給の限界を打破する機構を具えている。「サイコロはいかさまだ」（I 669）。

第一に、技術革新をとまなう労働生産性の上昇は、労働需要を相対的に減少させるとともに、労働者の入れ替えを急速にすすめる。資本は相対的に高賃金の男子熟練労働者を労働過程から追い出し、かわりに女性や若年労働者を労働過程に引き入れる。

第二に、相対的過剰人口が就業労働者にたいして加える圧力の作用がある。相対的過剰人口の圧力にたいする歯止めがなければ、就業労働者一人当たりが支出する労働量が増大するため、労働需要が増加しても労働者にたいする雇用増となって現れる時点が先に引き伸ばされる。それゆえ、可変資本の増大と就業労働者数の増加とは一致しない。このように、その時代および社会における労働支出のあり方に関する労働基準がどのように設定されているかが相対的過剰人口の形成に大きく作用する。

「資本の蓄積が、一方では労働にたいする需要を増大させるとすれば、他方では労働者の『遊離』によって労働者の供給を増加させるが、それと同時に、失業者の圧迫が就業者により多くの労働を流動させるよう強制し、したがってある程度、労働供給を労働者供給から独立させる。この基盤の上における労働の需要供給の法則の運動は、資本の専制支配を完成する」（I 669）。

③相対的過剰人口の存在形態 —— 「失業」と「半失業」

「相対的過剰人口は、ありとあらゆる色合いのもとに実存する。どの労働者も、なかば就業している期間中またはまったく就業していない期間中は、相対的過剰人口に属する。相対的過剰人口は、産業循環の局面転換によって刻印され、周期的に反復される大きな諸形態、それゆえときには恐慌期に急性的に現われ、ときには事業不振期に慢性的に現れる諸形態を度外視すれば、つねに三つの形態——流動的形態、潜在的形態、および停滞の形態をもつ。」

(2) 資本蓄積と貧困化 —— 資本主義的蓄積の一般的法則

蓄積の拡大によって剰余価値生産過程に包摂される労働者人口は「吸引」や「反発」をともないながら増大し、個々の局面で賃金上昇などがありえても全体として剰余労働を強いられる関係は打破されず、労働者状態の抜本的向上はありえない。「怠惰」を強いられる相対的過剰人口は就業労働者にたいして過度労働を強制しながら、労働者人口全体を資本賃労働関係に縛りつける機能を果している。資本主義経済の仕組みは、相対的過剰人口の形成によって資本賃労働関係の拡大再生産を保証しつつ、貧困状態におかれる労働者の範囲を拡大し、剰余価値生産の諸方法の展開にともない多様な貧困現象をもたらす。

(3) 対抗の論理、変革主体の形成

①労働基準（工場法など）確立の意義

「労働者階級の一部の過度労働による、他の部分の強制的怠惰への突き落とし、およびその逆のことは、個々の資本家の致富手段となり、しかも同時に、社会的蓄積の進行に照応する規模で産業予備軍の生産を速める」（I 665-666）という状態に歯止めをかけるには法制度によって裏づけられた強制力のある労働基準を確立が不可欠。

「労働者階級のさまざまな層にたいして労働が年齢と性とにふさわしく等級別に再配分されるならば、現在の規模で国民的生産を継続していくには、現存の労働者人口では絶対的に不十分であろう。現在『不生産的』な労働者の大多数が『生産的』な労働者に転化されなければならないであろう。」（I 666）

*過度労働を規制し、労働基準を確立することは働きすぎ社会を規制するためのみならず、失業問題の改善にとっても不可欠の課題である。

②変革主体の基盤の形成

「貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取」が増大する一方で、「資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大する」（I 790-791）

○貧困化論と変革主体形成論（労働の社会化論、全面発達論）との接合

労働者階級の貧困化は、その貧困化の除去をめざす社会変革の主体の形成との対応のも

とに、考察されなければならない（相沢 1976、戸木田 1982）

資本主義的貧困化は「生存競争の激化の過程」であるが、他面で人間の全面発達にむけての物質的前提をつくりだす。労働時間と生活時間の区別の確立（工場法）と結びつくことで全面発達を志向する住民の統治能力形成のための要因に転嫁する（池上 1974）。

IV 『資本論』を現代の失業と貧困研究にどのように活かすか

（1）失業・半失業と貧困とは分離できない

「日本ではマルクス主義の貧困化法則論の影響も強くあったせいも、とりわけ労働問題や社会階層の下で貧困が議論されてきた経緯がある。今日でも非正規労働と貧困とのストレータな結びつけでワーキングプアの議論がなされている。そうした場合貧困はその原因としての失業や不安定就労問題それ自体に収斂される傾向があり、そうだとすると特に貧困を議論する必然性がなくなってしまう」（岩田 2008）

貧困とは、賃金を得ることができず、衣食住に事欠くことのような状態に限定されるのだろうか。「明日の仕事があるかどうかは前日の午後3時に派遣会社に電話をするまではわからない」という日雇い派遣の働き方は貧困とは区別されるか。また、製造ラインや物流作業などに従事する派遣労働者の多くは技能と経験を蓄積し、キャリアアップにつなげることは困難である。短期・細切れの雇用のため職場に仲間をつくることも難しい。これは貧困と呼べないだろうか。

失業・半失業は貧困の原因であると同時に、失業・半失業状態自体が貧困なのである。資本蓄積の進展にともなう失業・半失業（相対的過剰人口）創出の必然性と貧困の不可避性を一体のものとして論じた『資本論』の視点は今日においてなお、今日においてこそ意義がある（伍賀 2008）。

（2）今日の失業と半失業

①恐慌による相対的過剰人口の急性的増加

- 「派遣切り」、「非正規雇用切り」—— 顕在的失業者へ移行
下図の「産業予備軍Ⅰ」から「産業予備軍Ⅱ」への移行

○正社員のリストラ、新規学卒者の就職難

②雇用と失業の中間形態

非正規労働者（不安定就業労働者）は働いているという限りでは失業者ではない。しかし、正規雇用とは異なる雇用の不安定さを抱えている。非正規雇用は雇用の安定性や賃金水準、それに社会保障の適用状況などから見て正規雇用に近い層から、失業者に近い層まで多様な広がりを見せている。それゆえ正規雇用と非正規雇用（不安定就業）との境界は明確でなく、また非正規雇用と失業との境界も鮮明に区分できない。

たとえば、毎日、雇い止めを繰り返す日雇い派遣や、時間決めの細切れ雇用など就労と中断を繰り返す働き方、さらには本人の意志に反して一日に数時間しか働けない労働者など、強制された半失業あるいは「なかば就業」という状態にある。失業問題はこのような「中間形態」の存在によって潜在化しているため、完全失業者や完全失業率のみを指標にしては失業問題の全体像を捉えることはできない。

小泉・安倍政権のもとで、失業問題を潜在化させるために、労働分野の規制緩和政策によって非正規雇用の範囲を拡大し、顕在的失業者を低労働条件の現役労働者に転ずる政策がとられた。派遣労働の原則自由化に象徴される「労働市場の構造改革」は失業者と現役労働者との境界を不明確にし、半失業者（半就業者）を積極的に活用する政策にほかならない。

③相対的過剰人口としてのワーキングプア、不安定就業

では、雇用と失業の中間に位置する多様な不安定就業労働者は相対的過剰人口論の観点からはどのように位置づけられるだろうか。

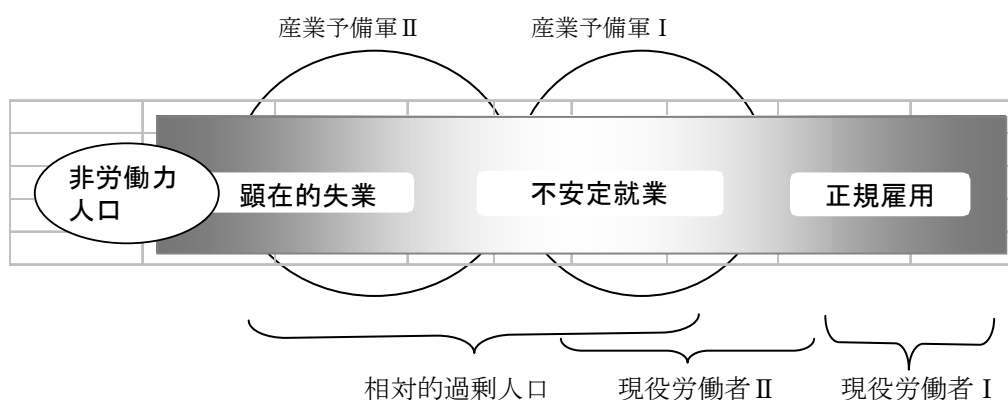
今日の相対的過剰人口は顕在的失業者のなかだけでなく、さまざまな形態の不安定就業労働者のなかにも見出される。大企業の製造ラインに導入された派遣労働者や、物流の現場で商品の積み卸しに従事している日雇い派遣の若者たちは相対的過剰人口だろうか、それとも現役労働者か。

このような人々は現役労働者として剰余価値の生産に組み入れられながら、同時に相対的過剰人口の面をも強く持っている「半失業」の状態にあるといえよう。『資本論』では失業者だけでなく「なかば就業」（I 670）とか、「半失業者」（I 662）という言葉を用いて相対的過剰人口を説明しているが、現代の相対的過剰人口も「完全失業者」のように明々白々たる失業者から、現役労働者の性格が強い人々まで多様性をもっている。

「明日の仕事があるかどうか派遣会社からメールが届くまでわからない」日雇い派遣の労

働者は失業者と紙一重の状態にある。「一年後、契約が更新されるかどうかはつきりしない」という有期契約で働いている人も日雇いほどではないにせよ、やはり相対的過剰人口の性格を兼ね備えていると言えるだろう。

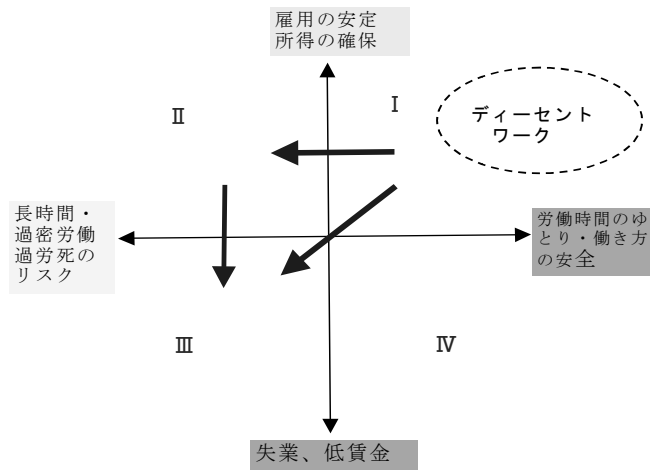
経済が突然活況を呈し、労働力の確保が必要になる事態が到来した場合には、企業はこのような人々を一気に動員し使用することだろう。そうした意味で彼らは「資本の変転する増殖欲求のために、現実的人口増加の制限にかかわらずいつでも使える搾取可能な人間材料」(I 661)として産業予備軍の役割を果たしている。



(3) 「労働基準」と失業および働かせ方の問題

「労働者階級の一部の過度労働による、他の部分の強制的怠惰への突き落とし、およびその逆のことは、個々の資本家の致富手段となり、しかも同時に、社会的蓄積の進行に照応する規模で産業予備軍の生産を速める」(I 665-666)

『資本論』では、就業者の過度労働は相対的過剰人口を膨脹させ、逆に相対的過剰人口の競争は就業者に圧力をかけ、就業者の過度労働と資本の命令への服従を強制すると述べているが(I 665)、労働基準が悪化するにつれて失業や半失業が増加する。他方、現代の正規雇用にとってまわりの非正規雇用の増加は無言の圧力となって自らを過重労働に追い込んでいく。



第1象限から第2象限に移動する労働者が増えるにつれて、
第3象限（不安定就業）が増加する。

（4）生産力の上昇を背景とした雇用機会の長期減少傾向

V 今日の雇用と働き方・働かせ方

——「非正規雇用+過労死予備軍」依存型のビジネスモデルの形成

（1）非正規雇用に依存するビジネスモデル —— 非正規雇用依存型産業

非正規雇用の増加をめぐって、かつては自由な働き方を求める働き手の側の要因を強調する議論が主流を始めていた。だが、今日では正規雇用を望んでもそれがかなわず、やむをえず非正規雇用に就く人々が増加している¹。

今日では非正規雇用に依存するビジネスモデルが全産業にわたって広がっている。各業種の労働者に占める非正規雇用の比率は「飲食店・宿泊業」が他を圧倒しており、「卸売・小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」がこれに続いている。これらは典型的な「非正規雇用依存型産業」である。非正規雇用比率が最も低い公務部門でも非正規雇用比率は1割を超えている。

¹ 雇用形態によって就労働機に差違がある。パートタイマーでは「自分の都合のよい時間に働けるから」を選択する者が過半数に達するのに対し、派遣労働者では「正社員として働ける会社がなかったから」という理由が最も多い（厚生労働省「平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査結果」）。パートの大半は女性であるが、その就労働機の背景に家事・育児・介護に従事できない夫の長時間労働がある点を看過すべきでない。

①パート・アルバイトへの依存度の高い業種

非正規雇用活用の特徴は業種によって異なる。飲食店・宿泊業、卸売・小売業では非正規雇用のなかでパートタイマーおよびアルバイトの比率が8割～9割に達する。とりわけコンビニエンスストア、居酒屋、ファミリーレストラン、ファーストフード店は高校生や大学生のアルバイトを含むフリーター（若年非正規雇用）なしには存立不可能である。規制緩和による小売、飲食店、サービス部門における競争激化は深夜営業する店舗を増やし、非正規雇用への依存を強めている。

②派遣労働への依存度が高い業種

非正規雇用に占める派遣労働者の比率が高いのは金融・保険業（26.7%）、製造業（20.9%）、情報通信業（19.0%）などである。

金融・保険業では大手企業の多くが派遣業を営む子会社を設立し、もっぱら自社へ労働者派遣を行ってきた。このような子会社は事実上の「第二人事部」の機能を果たしている。派遣労働者の多くはパートである。

製造業では国際競争の激化を背景に、2002年から07年にかけての好況期に正規雇用を削減し、非正規雇用への切り換えを進めた。特に生産ラインへの派遣労働の導入が合法化された2004年3月以降、派遣労働者が急増した。それまでは業務請負の形をとって間接雇用が活用されていたが、実態は派遣労働と変わりなかった（偽装請負）。偽装請負に対する社会的批判の高まりを受けて、厚生労働省が規制を強めるなか、派遣への切り換えが進んだ。

③非定型・登録型雇用のケース

介護・福祉部門もまた非正規雇用には依存する度合いが高い。介護保険制度のもとで介護事業所に支払われる介護報酬が低水準に抑制されたため、正規職員を雇用したのでは事業所の経営が維持できない構造になっている。非正規雇用の主役はパートであるが、その実態は複雑である（「常勤ヘルパー」、「パートヘルパー」、「登録型ヘルパー」など）。介護を必要とする世帯を訪問してケアをする介護事業所の場合、非正規雇用比率は8割近くに達する（「平成17年介護労働実態調査結果」）。

④「個人業主」活用のケース

さらに、名目上は雇用関係のない「個人業主」を多用する部門（宅配便の運送ドライバー、電機や住宅機器業界のメンテナンス労働者など）もある。個人業主に切り換えることで、賃金は請負代金に、健康保険や厚生年金は国民健康保険、国民年金に転換され、保険料の事業主負担はなくなる。企業にとっては、請負契約（業務委託契約）を解除することで事実上の雇用調整が容易になる。使用者責任は問われることなく、間接雇用と同様のメリットを使用者にもたらしめている。

(2) 正規雇用の働き方・働かせ方への作用

以上のような非正規雇用への依存の深まりは、正規雇用の働き方・働かせ方にも大きな影響をもたらしている。パートやアルバイトが8割～9割にも達するファーストフード店やコンビニ、居酒屋などの場合、店舗におけるパートやアルバイトの勤務体制の管理はもっぱら店長の業務だが、それぞれの都合を聞きながら出勤表を作成する業務は大きな負担である。

アルバイトが急に欠勤した際には店長自ら店頭に立つこともしばしばある。店長の多くは残業手当なしに、睡眠時間の確保さえ困難な働き方を強いられている（「名ばかり管理職」）。

近年のホワイトカラーの職場では、裁量的・非定型的部分と定型的部分とに仕事を分け、後者に非正規雇用を積極的に導入してきた。正規雇用の職務を見直し、そこに含まれていた定型的部分を切り離して派遣社員に回すことで、正社員には直接利益に直結する仕事に集中させるようになった。働かせ方のこうした変化は、正社員をストレスの強い長時間労働に追い込んでいく。現代の正規雇用にとってまわりの非正規雇用の増加は自らを過重労働に駆り立てる圧力となっている。

男性正社員のうち（ただし年間就業日数200日以上）、週60時間以上就労する労働者の比率を見ると、1997年時点では11.7%であったが、2002年17.4%、07年には18.8%に増加している（「就業構造基本調査」）。1週60時間以上の労働は1年間で3000時間以上となり、これは厚生労働省が認めた過労死認定基準と同等か、またそれを上回る働き方である。このような長時間就労する男性正社員は20代、30代で目立って多い。この年齢階層で過労死、とくに精神障害による労働災害認定者が多いことと密接に関連している。

(3) 「雇用と働き方・働かせ方」の構図と労働基準

以上のように、1990年代初頭から今日までおよそ20年の間に、「非正規雇用」と「正社員の長時間労働（過労死予備軍）」をセットにした雇用と働き方・働かせ方のモデルが形成された（図A）。横軸に「労働時間や働き方の安全・ゆとり」を、縦軸には「雇用の安定、賃金・所得水準」を取っている。

ILOがすすめる「ディーセントワーク」は、「労働時間や労働安全衛生」と「雇用の安定・所得」の両面において良質な働き方である（第1象限）。その対極に第3象限に位置する雇用と働き方・働かせ方がある。日雇い派遣やフルタイムの非正規雇用、複数の仕事をかけもちするパート労働者、さらに非正規雇用でありながら労働災害や過労死のリスクを負う働き方を余儀なくされる労働者などである。

長時間・過密労働が日常化している基幹的正社員は雇用の安定や所得面ではマシかもしれない

いが、過労死予備軍的働き方という面ではディーセントワークとはほど遠い（第2象限）。これと反対に、自発的にパートを選択した労働者は労働時間やゆとりの面では問題は少ないが、賃金は家計補助的水準にとどまっている（第4象限）。

正規雇用と非正規雇用が重なる部分に「名ばかり正社員」（あるいは「周辺的正社員」）がある。「名ばかり正社員」は雇用の安定や所得面でも不安をかかえ、かつ過労死のリスクも高い。第3象限の労働者の多くがワーキングプアに該当する。

以上のように整理するならば、正規雇用と非正規雇用との格差を強調する二元論は実態にそぐわない。「労働者の非正規化が進んでいくことは、労働環境総体の劣悪化につながっている。そこに勝ち組は存在しない」（堤・湯浅 2009）。

VI 今日の貧困（雇用と働き方の劣化、不安定化）への対抗（図B、図C）

（1）雇用劣化への規制（労働基準の確立）

○派遣法改正、有期雇用規制、最低賃金引上げ、労働時間規制

（2）不安定就業への就労を拒否する自由＋より良い働き方を求める権利の確保

（3）良質な雇用機会の創造

○「介護」「農林」「環境」など

○新技術活用型産業

（4）公的就労事業の再建

【付記】本資料は、伍賀（2008、2009、2010）から一部引用している。

参考文献

相沢与一（1976）「現代貧困化論の方法」『経済』1976年3月号

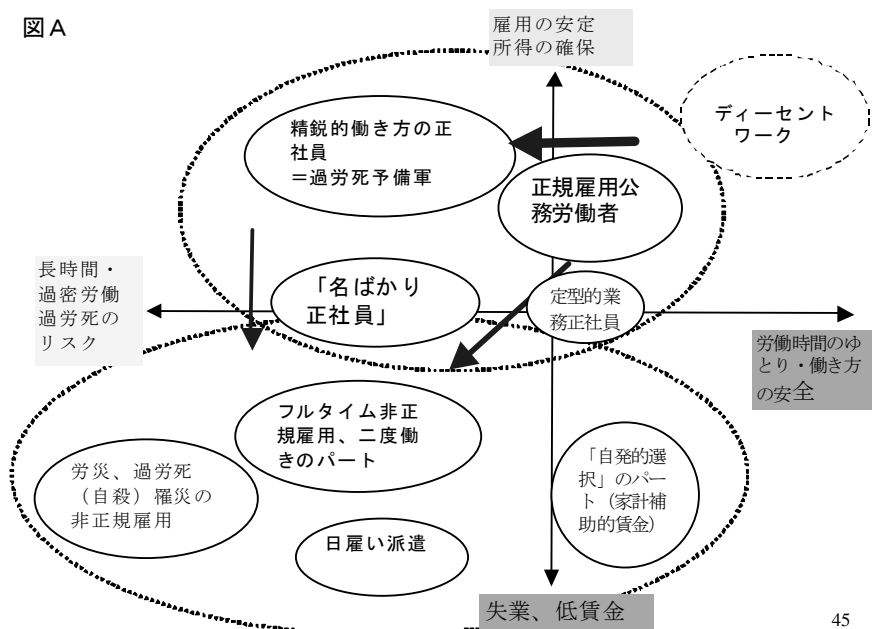
岩田正美（2008）「貧困研究に今何がもとめられているか」『貧困研究』vol.1

池上惇（1974）『財政危機と住民自治』青木書店

井村喜代子（1958）「窮乏化論」遊部久蔵編著『「資本論」研究史』ミネルヴァ書房

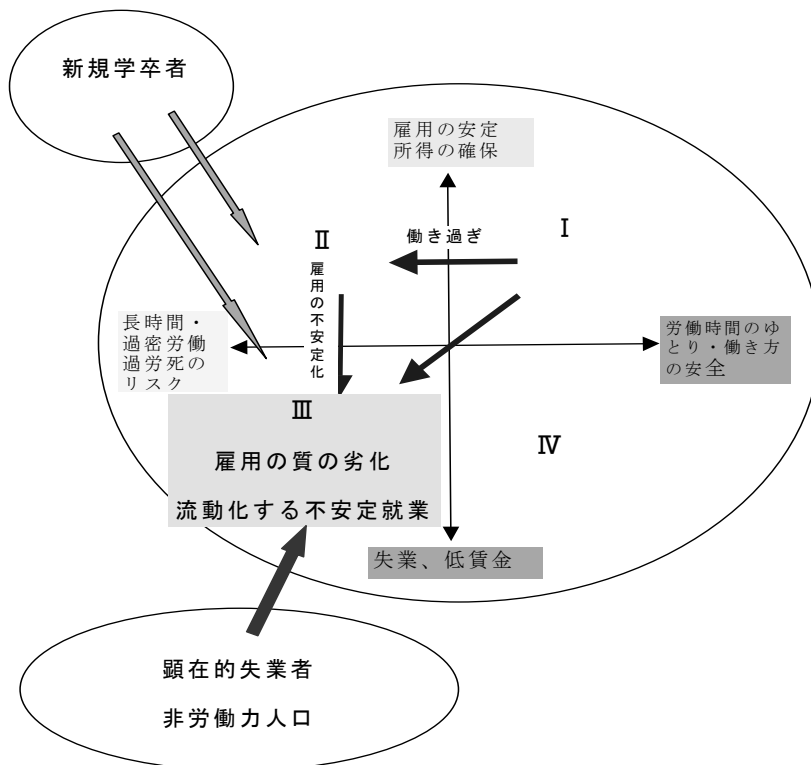
- 江口英一（1979・1980）『現代の「低所得層」』（上・中・下）、未来社
- 金子ハルオ（1963）「現段階での窮乏化法則」『マルクス経済学講座』第2巻、有斐閣
- 加藤佑治（1991）『現代日本における不安定就業労働者』（増補改定版）御茶の水書房
- 木下武男（2007）『格差社会にいどむユニオン』花伝社
- 伍賀一道（2008）「非正規雇用の増大とワーキングプア」『時代はまるで資本論』昭和堂
- （2009）「雇用・失業の視点から見た現代の貧困」『貧困研究』vol.3
- （2010）「規制緩和による雇用と働き方・働かせ方の変容」『労務理論学会誌』19号
- 菅野和夫・諏訪康夫（1994）「労働市場の変化と労働法の課題」『日本労働研究雑誌』No.418。
- 高木督夫（1973）「現代資本主義と貧困化法則」『新マルクス経済学講座』有斐閣
- 高梨 昌（1980）『不安定雇用労働者』の労働市場と雇用政策』『不安定就業と社会政策』（社会政策学会年報 第24集）御茶の水書房
- （1985）「労使は発想の転換を」『週刊労働ニュース』1985年1月1日号
- 堤未果・湯浅誠（2009）『正社員が没落する——「貧困スパイラル」を止めろ！』角川書店
- 戸木田嘉久（1982）『現代資本主義と労働者階級』岩波書店
- 宮本憲一（1976）「貧困化論をめぐる理論的諸問題」『新マルクス経済学講座』第6巻

図A



45

図B 雇用と働き方の劣化、不安定化



図C 雇用と働き方の劣化、不安定化への対抗

